

勝山市広報

(第22号)

昭和30年11月30日発行

福井県勝山市役所広報企画課



11月25日より

12月25日まで

国民健康保険
納付金完納月間

11月8日

勝山市臨時議會開かる

市助役に光明正道氏

勝山市臨時議會は十一月八日村岡支所に於て開かれ、市発足以来公席の市助役の選任同意その他朱例改正案等七議案につき審議せられ、円満に議了、会期一日を以て閉会した。議事の要領左の如くである。

午前十時二十五分開会、出席議員二十九名(一名欠席)

山岸議長朗言を宣し諸般の報告の後山内市長より議案招集の挨拶ありて議事に入り。

★ 山岸議長 議案第四十六号勝山市助役に村生部朝日町田口、光明正道氏選任同意を求むるの件を上程

★ 多田事務局長 履歷書を朗読

★ 山内市長 市助役選任についての経過及び光明氏の経歴等について説明

★ 山内助重議員 市助役として最適任者と認め同意すると共に今後市政のため奮闘を希望する旨を述べ、山岸議長裁決すれば満場一致の賛成により可決確定

次に議案第四十七号勝山市特別職の職員の給与及び旅費に關する条例制定の件を上程

★ 事務局長 原案を朗読

★ 山内市長 提案理由を説明

★ 田中議員 市長の報酬年額五〇万円とあるを六〇万円に増額修正の意見を述べ、山内市長の辞退の発言ありたるも市野議員の修正案賛成の発言により全員の賛成を以て修正案決定。他は原案通り可決

次に議案第四十八号勝山市教育長の給与及び旅費に關する条例制定の件を上程

★ 事務局長 原案を朗読

★ 高野春議員の質問に対し平井総務課長の答弁ありて原案通り決定。一旦休館に入り

休憩中新助役光明正道氏出席して就任の挨拶あり。午前十一時五分再開

議案第四十九号勝山市分課条例の一部を改正する条例案を上程

★ 事務局長 朗読

★ 山内市長 提案理由を説明。発言者なきにより議長裁決により全員異議なく原案通り可決確定。次に議案第五〇号勝山市臨離病舎患者食費徴収条例制定の件を上程

★ 事務局長 朗読

田各町村共多次の助成金を支出しているのがあるから、経営委託料について有利な交渉を要望する

★ 坂井衛生課長 お説の通り最も協力的に且つ有利に委託している

★ 池内議員 田村時代には入会者は無料を取容していたので伝染病予防上患者は自ら進んで入会するようにする為無料としては如何

★ 坂井衛生課長 お説もであるが厚生省や県の指示があるので県下七市衛生課長会議にも一応結論として制定したものである

★ 山内市長 貧困者には減免の方法もあるし患者は僅かな負担であるから御了承願いたい

★ 宇野議員 池内議員のお説尤もであるが原案通り賛成したい。高野春議員の賛成説に続いて、坪内議員の徴収実費に就て質問あり衛生課長の答弁ありて裁決に入り多数賛成によりて原案通り可決確定

午前十一時四十五分一旦休館に入る
午後一時開会山岸議長再開を宣し議案第五十一号昭和三十年度勝山市一般会計歳入増進加更正予算の件を上程

★ 鳥山書記 原案を朗読

★ 平井総務課長 提案理由を説明

★ 山岸議長 本案は相当多岐におたるため休憩して全員協議会の形式にて審議することにする。休憩を宣す

休憩中各項目にわたり質疑応答尙議案第五十二号昭和三十年度勝山市特別会計奨学資金歳入出予算の件を併せて審議する。午後一時五十分議長再開を宣し議案第五十一号五十二号の両案を上程

田中議員の原案賛成の発言により全員異議なく可決

次に山岸農林課長発言を求め積雪寒冷單作地帯農林振興五ヶ年計画決定について事前承認を求め農林委員会に附託決定

ここで一旦休館。休憩中本市中学校長を代表して勝山、荒土、村岡各中学校長より勝山高等学校の学級増加の陳情に關し議会側の協力を要請各議員協力を中合す

★ 山岸議長 再開を宣し議事日程を終了したから閉会を諮りたるに

★ 高野春議員 発言を求め 北部中学校建設について敷地が未決定で着工出来ないのは遺憾である。これが促進力を本議会として教育委員会に要望書を提出したい

★ 宇野議員 紛争を生じないよう慎重に取扱い願いたい

議長より高野春議員の提案を裁決すれば全議員異議なく教育委員会へ促進力を要望することに決定し処置は事務局へ一任する
以上議事終了、議長閉会を宣す。山内市長の閉会の挨拶あり時に午後二時三十七分

山市十一月臨時市議會議事日程

昭和三十年十一月八日
於 勝山市役所村岡支所

日次	議案番号	案
1	議案第四十六号	勝山市助役選任につき同意を求めるの件
2	議案第四十七号	勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例制定の件
3	議案第四十八号	勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例制定の件
4	議案第四十九号	勝山市役所分課条例の一部を改正する条例制定の件
5	議案第五十号	勝山市監禁病舎患者食費徴収条例制定の件
6	議案第五十一号	昭和三十年度勝山市一般会計歳入歳出追加更正予算案
7	議案第五十二号	昭和三十年度勝山市特別会計増学資金歳入歳出予算案

勝山市の機構刷新なる

事務能率の推進と

社会福祉の強化

12月1日より施行

臨時市会で勝山市役所分課条例の一部が次のように改正になりました。これは市政の重点施策を遂行すると共に、事務の簡素化、系統化によつて能率の向上と人員の調整により市政運営の万全を期するためであります。

第二編中、農務課、広根会課、農林課を農務課、農務課、農務課を設置する。

第三編を次のように改める（各課の分課事項）

総務課

- 一、職員の前送及び身分に関する事項
- 二、市長の秘書に関する事項
- 三、条例及び規則の制定改廃に関する事項
- 四、市議会に関する事項
- 五、広報に関する事項
- 六、選挙管理委員会に関する事項
- 七、支所に関する事項
- 八、消防団に関する事項
- 九、総合的企画調整に関する事項
- 十、文書の収発及び編纂に関する事項
- 十一、前各号の外他課の主管に属しない事項

財務課

- 一、市税の賦課徴収に関する事項
- 二、土地台帳、家屋台帳に関する事項
- 三、固定資産評価審査委員会に関する事項
- 四、納税組合に関する事項
- 五、証拠（財務）に関する事項

- 六、国税税に関する事項
- 七、市の歳入歳出予算及びこれに伴う財務に関する事項
- 八、市費の収支命令に関する事項
- 九、一般市有財産の管理に関する事項
- 十、基本財産の管理に関する事項
- 十一、その他の財務に関する事項

戸籍課

- 一、戸籍および住民登録に関する事項
- 二、外国人登録に関する事項
- 三、印鑑および身分身元証明に関する事項
- 四、配給に関する事項
- 五、その他戸籍に関する事項

農務課

- 一、農業、水産業に関する事項
- 二、農業関係各該委員会に関する事項
- 三、土地改良用排水農道に関する事項
- 四、畜産に関する事項
- 五、農事団体に關する事項
- 六、園芸畜産に関する事項
- 七、開拓事業に関する事項
- 八、その他農務に関する事項

林務課

- 一、林業に関する事項
- 二、市有林管理、経営および処分に関する事項
- 三、官果行造林に関する事項
- 四、林道に関する事項
- 五、治山、治水事業に関する事項
- 六、林業団体に関する事項
- 七、その他の林務に関する事項

商工課

- 一、商業及び工鉱業に関する事項
 - 二、度量衡に関する事項
 - 三、地代家賃の統制に関する事項
 - 四、商工団体に関する事項
 - 五、観光に関する事項
 - 六、統計に関する事項（他課に属するものを除く）
 - 七、その他商工鉱業一般に関する事項
- ### 衛生課
- 一、保健衛生に関する事項
 - 二、墓地火葬場に関する事項
 - 三、衛生団体に關する事項
 - 四、その他公衆衛生に関する事項
 - 五、伝染病予防消毒に関する事項
 - 六、国民健康保険に関する事項
 - 七、その他衛生に関する事項
- ### 民生課
- 一、社会福祉事務所に関する事項
 - 二、失業対策に関する事項
 - 三、公営及び市営住宅の管理に関する事項
 - 四、その他社会事業に関する事項
 - 五、災害救助に関する事項
 - 六、その他厚生福利に関する事項
- ### 建設課
- 一、道路橋梁に関する事項
 - 二、河川堤防、溝渠水路に関する事項
 - 三、建築基準法施行に関する事項
 - 四、都市計画に関する事項
 - 五、失業対策事業に関する事項
 - 六、市有の建築物管理に関する事項
 - 七、交通通信施設に関する事項
 - 八、地理一般に関する事項
 - 九、その他土木に関する事項
- ### 経理室
- 一、金銀の出納に関する事項
 - 二、決算に関する事項
 - 三、その他収入役の事務の補助に関する事項

法務大臣より表彰さる

田中治右衛門氏

当市北郷支所勤務
田中治右衛門氏
は昭和十四年十一月より十四年閏戸籍事務を担任し、事務に堪能であるのみでなく職員間の模範であるとの理由により、去る十月四日全国戸籍事務協会に於て法務大臣の勲章表彰を受けました。

④ 恩給法の改正について

戦傷病者、戦没者遺族等援護法および恩給法ならびに未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律が施行されましたことは既に御承知のことと存じますが、以下概略御知らせ致します

- ◇ 留守家族手当の増額月額 二千九百三十七円
- ◇ 遺族扶助料の増額 兵において約八千五百円増、年額三万五千二百四十五円（但し昭和三十年十月分から三十一年六月分までは五割増、三万一千五百円）
- ◇ 遺族年金の増額 年額三万五千二百四十五円（但し昭和三十年十月分から三十一年六月分までは三万一千五百円）以上については裁定庁より通知があります。
- ◇ 公務死の遺属扶大 戦地における受傷や疾病が、故家または重大な過失によることが明らかでないときは、公務上の受傷、障害とみなす。

保険税の賦課について

保険税の賦課方法について、いつも質問を受けますので、こゝにお答え致します。当課に於ては、被保険者数その他診療関係のあらゆる面の実情を見、市条例で決定された税率によつて保険税を算出しております。

本年度保険税の算定方法を略記致しますと、先づ年度当初は、被保険者の所得が未決定でありますので、人頭割一八〇円に世帯割三〇〇円の合計額を第一、二期に分けて納めて貰い、所得割と固定資産割を第三期と第四期に納めてもらうこととなります。三十年度の所得割は即ち二十九年度に於ける所得に就て見るのであつて、課税総所得額の千分の十五がその税額であります。そして世帯主が健康保険に加入しておれば、その所得割額から一人分を控除します。例えば、課税総所得額が三二、〇〇〇円で四人家族（世帯主が健康に加入の場合）のものは、

$$32,000 \times 15\% \times 4 \times 3 = 5760 \text{円}$$

360円あります。又固定資産割は課税標準額の百分の十がその税額であります。即ち第三、四期には右の所得額と固定資産割の税額の合計額を二分したものを賦課するのであります。この間に家族数即ち被保険者数に異動があつた世帯については、勿論調整が行われます。この夏から一名の保険税及び一部負担金の徴収専属吏員を置いて、極力そ

- ◇ 弔慰金の支給範囲の拡張
 - ▽死亡の当時、生計が同一であつた三親等内の親族まで遺族の範囲を拡張したこと。
 - ▽昭和二十一年二月一日以降昭和二十七年四月三十日までの間に養子縁組をしたが、昭和三十年六月三十日までその養子縁組を離縁または取消した配偶者、子、孫に年金を支給すること
 - ◇ 軍属の在職期間を拡大
 - ▽昭和十二年七月七日にさかのぼつて拡大したこと。
 - ▽湖州開拓青少年義勇隊員に弔慰金（三万円）支給。
 - ▽責任自殺の遺族に年金、弔慰金の支給
 - ▽六項以上の軍属の平常死に十分の六年金支給。
 - ▽在職年計算の場合、一年以上の在職年を通算すること。
 - なおくわしいことは市役所民生課へ御問合せ下さい。（民生課）

の衝に當つており、被保険者各位の大いなる御理解により、その成績は漸次良好におもむき、市の保険財政がやゝ明るくなりつゝあることは、まことによろこばしい次第であります。益々各位の絶大なる御協力によつて、こゝ数年來の滞納が悉く一掃されて、市民全体が健康で文化的な生活水準に到達されるよう念願する次第であります。

『自轉車の登録』

について

最近自轉車の盗難が多く、盗まれるとなか／＼戻りません。そこで県民の皆様は御要望にこたへ、関係方面の協力を得て、十二月一日より自轉車の登録を実施することになりました。

自轉車を登録する際に皆さんの自轉車に「車籍票」を取り付け、車籍カード二枚を作成して一枚は皆さんに渡されますから大切に保管し、その自轉車がなくなつたり又は売買交換するときはそのカードを見せたり、又はそれをつけるようにして下さい。残りの一枚のカードは警察で保管し、今後皆さんの自轉車がなくなつた場合警察ではすぐそれによつて探し出すのです。自轉車の車籍票は次回の通りで価格は十円です。わずかな金と一寸した手間で大

切な自轉車を盗まれたり、なくしたりしないように教しませよう

なご登録実施日程

は左の通りです。必ず期日に登録して下さい

期日

中に登録できなかつた方は十二月二十日までに最寄り自轉車の店で登録して下さい。

登録実施日程 毎日（午前九時より午後四時まで）

勝山町	勝山市役所	十二月三、六、九日
選羽町	選羽支所	十二月七日
鹿谷町	鹿谷支所	十二月八日
北郷町	北郷支所	十二月九日
荒土町	荒土支所	十二月十日
野向町	野向支所	十二月十二日
北谷町	北谷支所	十二月十三日
平泉寺町	平泉寺支所	十二月十四日

（勝山警察署）

車籍票 第005187号 福井県

14.5 cm

荷車の鑑札は 取付けましたか

荷車、リヤカー、馬車の鑑札取付けを去る十月五日より十一月九日までの間に、各地区毎に実施致しましたが、まだ鑑札の取付けをしてない所有者もありませんので、その方々は市役所及び各支所に鑑札がありますから至急取付けて下さい。鑑札代金は二十五円です。

昭和三十一年度版の県民手帳が近くお目見えいたします。この手帳は県統計協会が統計思想普及のために毎年発行しているもので今年で丁度五年になります。

そこで今年には更に細心の注意をはらつて内容の充実を図り、日記欄も充分の広さを取ると共に、県民常識

常識を豊にし 日常生活に役立つ

(あなた)のポケットに県民手帳を

として利用価値の高い各種統計や市町村要覧その他名簿、写真、日常使簿等を豊富に収録いたしてありますので、県民のポケットに欠かせぬ手帳として、又日常生活の上き伴侶としてファミリーマンにも家庭の御婦人にも、又学生諸君にも必ず満足して頂けるものと確信いたします。

手帳の内容は次の通りですが一人でも沢山御中込下さるようおすすめていたします。

御中込は市役所商工課又は区長、連絡員のお宅まで、

県民手帳の内容

- 一、体裁：ポケット型(6.4×11.3)
- 二、内容：七曜表、祝祭日、年輪早見表、日記欄(一頁四日割)、予記欄、写真、人生指針等収録)
- 三、附録：都道府県要覧、県及び市町村要覧、市町村合併状況一覽、農業便覧、列車時刻表、交通便覧、家庭欄、住所録その他

市営公益質屋の開設について

皆さん既に御承知のことと存じますが、今市営に於ても金融難を幾分でも緩和し、この方面で御困りの方に便宜を図る目的で少額の融資をするため十二月一日より公益質屋を開設することになりましたから、御希望の方は大いに利用して下さい。次に簡単に公益質屋について御説明致します。

- (イ) 位置及び名称 勝山市下袋田第九十六号十三番地(信用金庫裏)
- (ロ) 利用される方の範囲 勝山市内の任住者へ主食購入通帳又は市内在住者であるこの種の証明書を持参のこと

- (ハ) 質物 条例規定等に定められた動産で、保管上支障のないものに限り。
- (ニ) 貸付金の限度 貸付金額は質物に対する市長の評価額の十分の七以内で一口につき二千円、一世帯につき一万円迄とする。
- (ホ) 貸付期限及び利率 期間は質契約の成立の日から四カ月、利率は一カ月につき百分の三
- (ヘ) 事務取扱時間 毎日午前八時半より午後五時まで、但し土曜日は半日、日曜祭日は休業

冬期の疾病について

日増しに寒くなつて参り、これから感冒にかかり易い時期となつてきました。感冒の原因は風邪の病原体か又は寒冷の刺激による一種の反応によるものといわれています。これに続いて肺炎や百日咳、ジフテリア、シコウコウ熱の発生です。

既に当市に於てもジフテリア患者が十八名発生しております。これを予防するためには、子供さんに必ず百日咳ジフテリアの予防接種を励行して下さい。又寒い時期には部屋を密閉しておくことが多いために、結核が伝染し易いものですから、結核患者のある家は特に注意が必要です。これからは次の事項を励行して冬の健康維持につとめさせよう。

- 一、からだに自信のない方は外出する時や、人混みの中では必ずマスクをかけること。
- 二、帰宅したときは必ずうがいを励行すること。
- 三、脂肪類を多くとること。一度に多量でなく回数多くすること。
- 四、朝夕の掃除の際には必ず戸障子を開放すること。
- 五、厚着を避け、朝夕の気温に応じて上衣で調節すること。(衛生課)

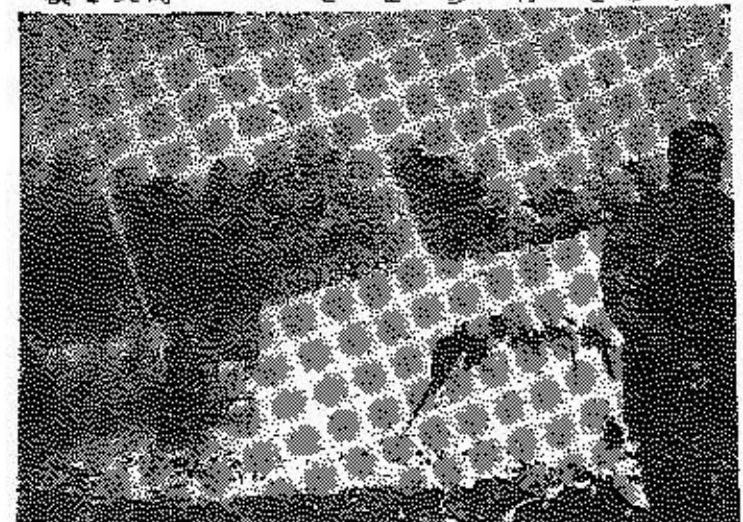
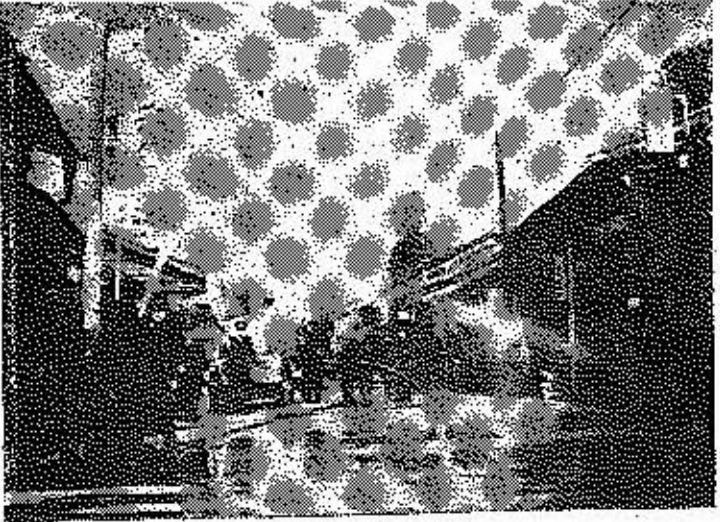
秋季消防演習行わる

市消防団では十一月十一日午前八時西校に集合し恒例の秋季消防演習を実施しました。(写真右は郡町における水勢試験、左は荒土町新保における模擬火災)

火災予防週間

11月26日～12月2日

- 一寸した油断
- 一寸した不注意
- が大火の原因となります
- 燃えない工夫
- 焼かない注意



民生事業協助者として 丸山龍水氏表彰さる

十月三日より五日まで松江市で開かれた全国民生委員大会席上で民生事業協助者として、全国社会福祉協議会長より野崎町会長の丸山龍水さんが表彰された。丸山さんは私財をもつてオルガンその他の保育材料を購入し、日曜学校を開設の上、各部落の児童六十余名の指導に専念されています。又去る五月の児童福祉週間行事にはよくその演習を部落民に徹底させ、クマのつどい会々々を創設し、農繁期の多忙な一日を親子が一同に会し、語り合つて楽しむ等將來の進歩を担う子供達の幸福を祈りつつ行事を続けておられます。市と致しまして丸山さんの美徳に対して深く感謝致しております。

(八市要動) カツコ内は川
十一月十一日附
勝山市公益質屋所長
丸山 山 砂
(税務課徴収係長)

郵便貯金 特別増強運動

今年の六月末で大蔵省資金運用部資金は七十八億五千億円に達し、そのうちの約六〇%にあたる四千五百五十億円が郵便貯金であり、これらのお金が国民の身近なところへ融資され、いろいろ事業が行われています。

このように郵便貯金は、われわれの生活設計のためばかりでなく、国土を建設し、日本経済再建のために役立つています。そこで郵政省では更に強力なる推進を図るため八月一日から十二月末日まで各方面に呼びかけ、国土地建設郵便貯金特別増強運動を展開しております。この運動は国民の貯蓄心の昂揚、生活の改善、浪費の節約などを目的として行なうもので不景気だから貯金が出ないなどということなく、どこまでも創意と工夫によつて御協力下さいませよう御願ひ致します。

- 1 勤労者の自発的引貯金組合の結成
- 2 勤労者の臨時収入、商店の特別売出し中の売上げ代金の貯蓄
- 3 農家の売米米代金等の貯蓄
- 4 住宅の建設、子女の育英、納税、嫁娶等の目的予備積立貯蓄
- 5 恩給、年金、扶助料等の計画的貯蓄

十月の人口動態

種類	男	女	計
出生	二六	二七	五三
死亡	一〇	一五	二五
死産	六	二	八
婚姻	一八	一八	一八
離婚	一	一	一
計	四二	六三	一〇五

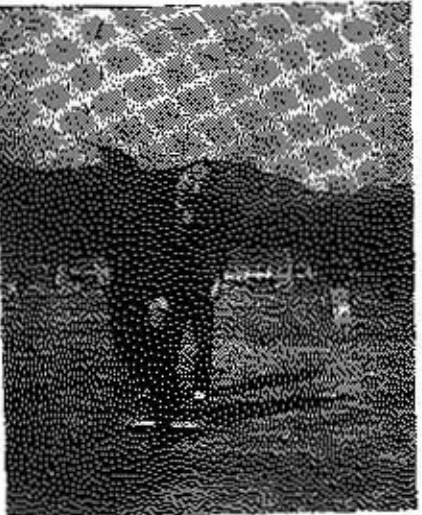
配給手続について

生産農家自家保有米がなくなつた為へいわゆる転落農家配給を受けなければならぬ場合には、配給を受けようと思ふ月の前月三日まで(即ち三月から配給を受けた人は二月三日まで)受配申請書を区域内の本庁又は支所へ提出して下さいなお申請書は本庁又は支所に備えてあります。(戸籍課)

たばこは 市内で買ひましよう

たばこの代金の百十五分の十がたばこ消費税として市のお台所を潤します

ピース 三円九十二銭
新生 三円四十七銭
光 三円六十銭
パール 三円六十銭



燃えない工夫



燃えない工夫

(あ)(な)(た)(は) 狙われている

立冬も過ぎこれからのいよいよ本格的な冬がやつてまいりますが、皆さんは越冬準備にお忙しい事と存じます。これから留守家庭を狙う盗賊、窃盗、風紀奔犯又は悪年による農村の検目当の押売詐欺などが予想されますので、警察では万全を期すべく努力しております。

市民の皆さんの一層の御協力を切望致します。

守りましよう

たのしい 明るい 街を作るため

- 一、盗難防止
留守にするときや寝るときは必ず施錠をしましよう。
- 二、施錠しないままの自転車を軒先や玄関に放置しないようしましよう。
- 三、農作小屋の盗難特に米やモーターなどの被害が多いので、監視のできる場所へ保管しましよう。
- 四、押売詐欺奔犯の防止
押売行商が来たときは、特に言語に注意し、あまり深入りしないようしましよう。
- 五、押売りやあやしい人が徘徊していたら警察へ届出ましよう。
- 六、行商者の巧みな言葉にだまされて粗悪な品物を不当な高い値段で買わないようしましよう。
- 七、租界事犯の防止
一、暴行傷害事犯があつたら被害の大小に拘わらず必ず警察へ届出ましよう
二、夜間女子の一人歩きはやめましよう
三、知らない人の巧みな言葉にだまされないようしましよう。

(勝山警察署)

第二回 市民野球大会開かる

恒例の第二回市民野球大会は十九、二十日の両日、勝高及び勝中グラウンドに於て光明新助役の始球式によ、開始され、終始熱戦を展開の上左の成績により村岡町チームが初優勝を遂げました。

北郷町	5-2	中央
村岡町	3-2	大師
村岡町	13-1	北郷町

(写真は光明助役の始球式)